

第24回 東京弁護士会人権賞 受賞

一般社団法人 日本いのちの電話連盟



樋口和彦理事長

東弁人権賞を受賞した一般社団法人日本いのちの電話連盟の理事長樋口和彦さんにお話を伺った。樋口さんは自殺防止のための電話相談であるいのちの電話の活動に30年も前から取り組んでいらっしゃる方である。お話を伺い、時には徹夜で電話相談を受けるボランティアの方々の存在をありがたく感じた。

(聞き手・構成：町田 弘香)

一般社団法人 日本いのちの電話連盟

自殺防止を使命として昭和46(1971)年にまず、東京で創設、その後、日本いのちの電話連盟が結成され、平成21年10月に一般社団法人となった。平成20年現在、電話相談を実施している都市は52カ所、電話相談員は約7100名、相談件数は全国で年間約72万5000件余に達している。

— 受賞おめでとうございます。受賞の感想をお聞かせ下さい。

感激しました。私どもと同じように「命を守る」という立場にたつ司法の人から認められたことは嬉しいことです。

— 1971年にまず東京でいのちの電話が創設されたということですが、創設の経緯について教えてください。

ドイツから来日していたルツ・ヘットキャンプという女性宣教師が、当時イギリスやドイツで市民が行っていた電話による悩み相談を東京でもできないか、ということを出されて、始まりました。電話相談は、相談場所まで足を運ばなくても気軽に相談をできる、ということと有意義だと考えられました。また、相談は「匿名」「守秘」であるため利用しやすいということがあります。

— 主な活動の内容はどういったものですか。

悩みのある人の相談を電話で受けるというもので

す。自殺防止が中心テーマですが、どのような悩みでも伺っています。相談員は、素人のボランティアですが、応募時に面接をし、2年間の研修を経て、認定をされた人が、相談員となります。最終的に、相談員となるのは、応募者の約半数です。

私は、素人のボランティアが悩み相談を行うのは、無理だと考えていました。けれども、そうではありませんでした。日本人には惻隱の心がありますし、特に、女性の、相手の話をきく能力は素晴らしいですね。

— 行政などによる同種のサービスもあるようですが、いのちの電話の特徴はどのようなところにあるのでしょうか。

24時間対応しているところに特徴があると思います。自殺を考える方にとって、明け方が特に危険な時間ですから。

— 東京では、英語での電話も受けているようですが、英語以外の言語による電話相談も可能なのでしょうか。

横浜いのちの電話では、スペイン語、ポルトガル語、
浜松いのちの電話では、ポルトガル語での相談も行って
おります。

—新しい試みとして、東京いのちの電話、千葉いのちの
電話、仙台いのちの電話では、インターネット相談を始め
られましたね。

そうですね。

—電話での相談と比べていかがですか。

試行期間の12ヶ月間に1500通ほどの相談を受けま
した。内容としては自殺志向が約30%（東京通常電話
相談自殺志向約11%）、相談者は10代から20代まで
で約48%（通常電話相談約17%）というデータになっ
ています。

—電話相談の場合、かけてもなかなかつながらない
という話を聞いたことがありますか？

そうですね。残念ですが、なかなかつながらないこ
とがあるようです。相談員及び回線の数に限界がある
こと、平均的な相談時間が30分ないし40分、長い人は
もっと長くなりますし、特に医療機関に通院中の方など
は、一旦切っても不安になってすぐにかけ直して来る
人もいる、というようなことが理由だと思います。

—何か対策はお考えでしょうか。

2001年から自殺に特化した相談としてフリーダイヤ
ルで全国のいのちの電話をネットワーク化（国の補助
金のもと）し、空いている回線につながるようにしまし
た。けれども、相談員及び回線の数を増やすにも限度
があり、なかなか現状を変えるのは困難です。もっと多
くの電話をとれるようにしたいという希望はありますが、
そのためにはより多くの資金が必要となります。

—現在、運営費の収入源はどこでしょうか。

専ら、個人・企業・団体等の寄付金で運営している
状況です。例えば、京都には、「千人会」というものが

あって、1年に1万円を寄付して下さる方が千人いら
っしゃれば、京都いのちの電話の現在の運営費はまか
なえるようになっていきます。

—相談員の確保については、ご苦労はございませんか。

ありますね。最近いろいろなボランティアの組織が
しかも有償で増えたようで、質の良い応募者が減少気
味にあるような気がします。また、最近は重い内容の
相談が多く、相談員もかなりつらいので、相談員自身
を専門のカウンセラーがカウンセリングする、という
ケアも必要となっています。

例えば、社会にお返しをしたい、というような個人的
な動機を強く持っている人は長く続くようですね。

—国、弁護士もしくは市民に対するご要望等はございま
すか。

今回頂いた賞もご遺族の寄付の依頼を受けた弁護士
さんからの推薦と伺っております。東京弁護士会の
事業に感謝申し上げます。

これまでもご遺族から遺言書にもとづいた寄付を
頂く機会がありました。いのちの電話のために役立たせ
たいという方の存在は、社会を、そして私たちボラン
ティアを支えることと思います。どうぞ、宜しく願
います。

—自殺防止についてのお考えをお聞かせ下さい。

日本では昨年3万人以上の方が自殺をしています。
日本には、自殺する人個人に何か責任がある、とい
う考え方が社会全体にあります。けれども、私はそう
は思いません。3万2000人という大きな数字を減
らすために、社会が自殺防止の努力をすべきだと思
います。

—これからの抱負をお聞かせ下さい。

今後は、諸外国の方々とも協力しながら、「いのち」
を守っていきたいと思います。いのちの電話では、韓
国、台湾、ニュージーランド等、アジア太平洋地域
の国々の人々と自殺防止のためのシンポジウムを9
月30日から10月2日の3日間、仙台で開催します。

第24回 東京弁護士会人権賞 受賞

東京大気汚染公害訴訟原告団長 **西 順司** 氏



今回は、東京大気汚染公害訴訟の原告団長を務めた西順司氏にお話を聞いた。最終的には633名もの方々が原告団に名を連ね、法廷内はもちろん法廷外でも被害者の声を呼び続け、東京高等裁判所において、大気汚染による公害被害者を救済するための医療費助成制度を創設すること等を内容とする和解にたどり着いた。その奮闘ぶりを率直に伺った。

(聞き手・構成：臼井 一廣)

にし・じゅんじ

1933年生まれ。1971年より気管支ぜん息を発病。公害認定を受けたことを理由に職場を解雇された。以後公害患者の権利擁護の活動に専念。1989年東京公害患者と家族の会長。現在、全国公害患者会連合会の代表委員。解雇前に職場で知り合った配偶者と東京都北区で二人暮らし。

—他の公害訴訟と比較して、東京大気汚染公害訴訟の特徴はなんですか。

コンビナートからの排煙や排液の場合、誰を相手にするのかはわかりやすいのですが、自動車の排ガスの場合、誰を相手にするのがそもそも問題になります。さらに、原因の特定や病気となるメカニズムの解明が、きわめて困難です。しかも、すでに公害認定されている患者さんだけでなく、公害認定されていない患者さんを徐々に組織していきました。ですから、訴えを起こそうという勉強会を始めてから提訴するまでに、約4年間もかかってしまいました。

—第1次提訴が102名、その後、6次にわたる追加訴訟があって、最終的には633人の方が原告となっています。西さんが、原告団長になられたのはどのような経緯からですか。

私は、1971年に気管支ぜん息を発病し公害認定も受けましたが、病気を理由に解雇されました。この

ような体験から公害被害者の権利擁護活動の必要性を切実に感じ、1985年に「東京公害患者と家族の会」に入会し、1989年には同会の会長になりました。会長になる前年に、公害健康被害補償法が改正され、新規の認定が打ち切られました。東京都内の公害被害者が深刻な被害にあっているのにこのような改悪がなされたので、私は、被害者を救済する制度をつくる運動に人生をかけたいと思いました。環境庁への要請や座り込み、署名運動、そして裁判です。

—一審のときにも裁判上の和解の話があったと思いますが、西さんが、控訴審での和解による解決を決断するに至った経過を教えてください。

「予見可能性はあるが、法的責任はない」という理論は、納得できません。一審でも和解の話はありましたが、法的責任がないことを前提に「幹線道路から50メートル以内の人だけを救済する」等の制限があったので、和解の話を通すべきだと思いました。

しかし、判決では問題を根本的に解決することはできません。石原慎太郎東京都知事の「制度をつくる方向で控訴はしない」という判断が、絶好のタイミングだったと思います。東京都に問い合わせたところ、認定患者だけでなく未認定の患者も含めた制度をつくる方向であるとの文書による回答がありました。私は、「しめた」と思いました。

— 2007年8月8日、高裁で、大気汚染の公害被害者を救済するために医療費助成制度をつくることで裁判上の和解が成立しました。同制度を簡単にご説明ください。

被告らが財源を拠出し合って、東京都内に引き続き1年以上居住しているすべてのぜん息患者の医療費自己負担部分を全額助成するものです。おおよそ7万7000人のぜん息患者が救済されると試算されています。

— 拠出された財源は、どれくらいなのですか。

合計200億円です。東京都が102億円、そのほかには国が60億円、首都高速道路会社が5億円、国内の自動車メーカー7社が33億円です。

— これだけ大きな数字の拠出金を獲得するために、どのようなご苦労があったのですか。

2002年10月29日の第一次判決は、原告99名中92名の請求を棄却するという厳しい判決でした。

ほとんどの原告は請求を棄却され、あきらめの気持ちになり、他方、東京都は命じられた賠償金を原告団に支払ってきたため、請求を認容された一部の原告の中にはもうお金をもらったつもりになっている方もいました。原告団で丁寧な話し合いを続け、団結を固めました。運動から離れていった原告もいましたが、勝ち取った賠償金はその全額を原告団が管理し、それ以後のたたかひの資金とすることにしました。その結果、第2次から第6次の訴訟、さらに、第1次の控訴審で勝訴判決を勝ち取ることができました。

2007年2月には、国内最大手の自動車メーカー本社前での座り込みをしました。この自動車メーカーから「東京都が新制度をつくるのであれば資金を出す」という感触を得て、「その会社が資金を出すのであれば」ということで他の自動車メーカーも資金を出しましょうということになり、その後、公団も乗ってきました。最後は国でした。4月には、私は支援者の方々と首相官邸の前で座り込みを開始し、原告団事務局長と1時間近く、首相官邸において当時の安倍晋三首相の秘書官に公害被害を訴えることができました。最後には、安倍首相にもお会いできました。

— 西さんは、訴訟係属中に病でお倒れになったとうかがいました。その点をお聞きしてもよいですか。

ええ。2005年10月に気管支ぜん息の発作が出て、入院しました。11月には肺炎を併発し、その後、ギランバレー症候群という難病も発症しました。この難病は、下肢の爪先から麻痺が始まり、麻痺が次第に広がっていき最後には心臓が止まってしまうこともあるという致死率の高い奇病です。私は、一時は死も覚悟しましたが、奇跡的に命を取り留め、2006年4月から、麻痺の後遺症で杖をつきながら再び活動の先頭に立ちました。「解決するまでは死ねない」がこのころの口癖でした。患者の方々や支援者の方々と励まし合いながら、たたかひ抜きました。

— 現在は、どのような活動をなさっているのですか。

「東京公害患者と家族の会」の会長として、新たに創設された救済制度を都民に知らせるための活動や、国や東京都に約束させた公害対策を実現させるための活動をしています。

— どうもありがとうございました。今後も、お体を大事になさって、ご活躍ください。

* 第24回東弁人権賞受賞「特定非営利活動法人 山友会」のインタビューは次号に掲載します。